

愛媛県美術館清掃業務委託契約書（案）

愛媛県美術館（以下「甲」という。）

（以下「乙」という。）

とは、次の条項により委託契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲と乙は、愛媛県美術館の清掃業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県美術館清掃業務仕様書」により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金
円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（契約保証金）

第4条

}	・ 契約保証金は、金 円（契約金額の10分の1）とする。
	・ 契約保証金は、免除する。

《注》愛媛県会計規則第152条から第154条の規定によりいずれかを選択する。

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、

この限りでない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(完了報告及び検査)

第9条 乙は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務実施報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

3 甲は、必要に応じて検査を行い、業務の実施が不十分と認められた場合は、改めて業務の実施を命ずることができるものとする。

(委託料の支払)

第10条 委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額は別紙業務委託料支払内訳書のとおりとする。

3 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料請求書により請求するものとし、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により支払期限内に請求金額を支払わないときは、支払遅延利息を丙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）によるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、故意又は過失により建物、機械器具及び備品等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、各者それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

松山市堀之内

甲 愛媛県美術館
館長

乙